

令和5年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和5年3月16日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年3月16日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	延 会	令和5年3月16日 16時06分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第1回笠置町議会会議録

令和5年3月9日～令和5年3月29日 会期21日間

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月16日 午前9時30分開議

- 第1 議案第23号 令和5年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第24号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第25号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第4 議案第26号 令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第27号 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年3月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算について説明させていただきます。

本年度の当初予算は15億9,647万円としております。令和4年度に比べまして約13%の増額となっております。

それでは、詳細の説明に移らせていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出。また、議会費について説明させていただきます。

それでは、12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款町税、1項町民税につきましては、個人、法人住民税を合わせまして5,014万7,000円、前年度より126万1,000円の減となっております。

固定資産税につきましても、前年度より減額となる7,845万2,000円となっております。

3項軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割合合わせまして490万1,000円、前年度より19万4,000円の増でございます。

4項町たばこ税につきましては1,428万円で、昨年度より96万円の増となっております。

2款地方譲与税、中段以下の3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、ページめくっていただきまして、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款自動車取得税交付金、10款環境性能割交付金、11款地

方特例交付金、こちらのそれぞれの交付金につきましては、京都府通知に基づき計上させていただきますのでございます。

12款地方交付税につきましては、昨年度より1億6,000万円を増額いたしまして、8億4,000万円としております。

13款分担金及び負担金では、民生費負担金といたしまして、保育所の保育料、放課後児童クラブの学童保育負担金といたしまして53万3,000円を計上しております。利用児童の減によりまして減少となったものでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、運動公園の使用料等の総務使用料、また歯科診療所や産業振興会館等の使用料、住宅使用料で、合計375万5,000円を計上しております。こちらも前年に比べまして42万1,000円の減となっております。

16ページ、同じく2項手数料におきましては1,077万9,000円を増額しております。窓口等の手数料、し尿に係る手数料等の計上となっております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては2,591万8,000円を計上しております。障害者関係の給付金事業、介護保険料の保険料軽減負担金等の計上となっております。

同じく国庫支出金で、2項国庫補助金におきましては6,849万7,000円の計上しております。総務費国庫補助金におきましては、マイナンバーカードの交付金等、また土木費補助金におきましては、社会資本整備総合交付金を計上したものでございます。

3項委託金におきましては、ページまたぎますけれども、戸籍等の事務委託費等を合わせまして109万円となっております。

続いて、16款府支出金でございます。

1項府負担金につきましては2,239万1,000円で、こちらも国庫と同じく障害者の自立支援医療給付、児童手当等の負担金となっておりますのでございます。

2項府補助金につきましては、総務費補助金では、電源立地対策交付金やきょうと地域連携交付金、民生費につきましては、老人福祉費補助金や社会福祉費補助金等で、総額が1,536万円となっております。府補助金総額といたしましては、前年度より423万9,000円増額の3,725万6,000円となるものでございます。

3項委託金につきましては、選挙費、また統計調査費等で合計で729万円の計上となっておりますのでございます。

17款財産収入につきましては、基金利子、また財産貸付収入324万2,000円を含

めまして合計で327万3,000円とするものでございます。

18款寄附金につきましては、一般寄附、指定寄附合わせまして237万円を計上しております。令和4年度の実績見込みから計上したものでございます。

繰入金といたしましては、総額で1億3,323万2,000円を計上しております。財源不足の補填のために財政調整基金が1億1,342万円、ふるさと基金では1,397万8,000円で、いこいの館運営に係る経費を計上したものでございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

20款繰越金につきましては、当初計上といたしまして、前年度繰越金を200万円計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入といたしまして5,385万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、消防団の退職報償金の見込額、また駅切符等の販売手数料等を計上したものでございます。

町債につきましては、臨時財政対策債や総務債等含めまして総額で1億5,525万3,000円を計上したものとっております。

歳入につきましては以上となります。

続いて、歳出のほうを説明させていただきます。25ページをお願いいたします。

まず、1款議会費、1項議会費におきまして議会運営費でございます。こちらにつきましては、システム保守委託料といたしまして132万円を計上しております。事業調書にも計上させていただきましたが、この3月議会から議場の音響システムが改修され、その保守経費を議会費の中で計上させていただいたものでございます。

続きまして、26ページ、2款総務費でございます。1項総務管理費の中で主要なものを説明させていただきます。

一般管理費といたしましては2億5,868万6,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、29ページをお願いいたします。

電算システム管理事業といたしまして5,598万9,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、町の基幹システムであります電算システムの改修、保守等の経費を計上したものでございます。

その2つ下でございますけれども、個人情報保護事業といたしまして573万7,000円を計上しております。こちらは、本年度、個人情報保護法が改正されましたことに伴いまして、安全管理措置等の策定を委託するものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

文書広報費で776万7,000円を計上しておりますが、そのうちのホームページ管理事業といたしまして603万5,000円を計上いたしております。現在使っておりますホームページを改修し、いろいろな機能を付加させるために改修するもので、作成業務委託料といたしまして414万7,000円、またLINEシステムを活用することからシステム使用料として132万円を計上いたしております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

財産管理費といたしまして1,713万4,000円を計上いたしております。こちらの経費につきましては、庁舎管理、公用車管理、運動公園の管理事業等を計上したものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

防災諸費でございます。こちらにつきましては、前年度より6,588万6,000円増額の7,357万4,000円となっております。令和5年度におきまして防災行政無線の操作卓を更新するものでございます。この経費が6,842万円となっております。内容といたしましては、様々なメディアとの連携、また経年によりまして修理等に対応できないところもございますので、緊急性を鑑みまして、令和5年度で改修するものでございます。

飛びまして、73ページをお願いいたします。

こちら8款消費費でございます。常備消費費につきましては、相楽中部消防組合の負担金でございます。

非常備消費費につきましては、先日の議会で承認いただきました消防団員の報酬等の増額等によりまして、昨年度より91万4,000円増額となったもので、非常備消費費といたしましては983万8,000円となっているものでございます。

続きまして、74ページ、9款教育費でございます。こちらの経費につきましては、相楽東部広域連合への負担金、また町が管理しております文化財保護といたしまして、国有地の管理清掃、六角堂跡清掃管理費等で計上したものでございます。

10款公債費につきましては、元金、利子等含みまして1億4,090万8,000円を計上しております。令和5年度の償還の金額を計上したものでございます。

なお、人件費につきましては省略させていただきましたが、資料につきましては、ページ84ページ以降に人件費といたしまして給与費明細をつけております。現在の職員をベースといたしまして、議員等、特別職も含めまして計上させていただいております。

総務財政課所管のものにつきましては以上です。

議長（西 昭夫君） 総務財政課企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

私のほうから、企画政策室所管の歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書の35ページを御覧ください。

2款総務費、6目企画費の続きのページでございます。中ほどに関西本線利用促進等事業ということで133万9,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、公共交通計画に基づき広域バスを走らせておりますJR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会負担金といたしまして129万8,000円を計上しております。

続きまして、36ページを御覧ください。

伊賀城和定住自立圏事業といたしまして、旅費としまして3,000円をお願いしております。本室は定住自立圏推進協議会の幹事会を所管しておりますので、会議の際の旅費を見ております。

続きまして、相楽東部未来づくり推進事業でございます。こちらのうち相楽東部「ひと・企業」誘致促進協議会負担金といたしまして95万円を計上させていただいております。

次に、総合計画推進事業でございます。定例会初日に御承認いただきました行政改革推進委員会の委員報酬といたしまして11万円を計上しております。その他、旅費等を含めまして23万8,000円をお願いしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管します主な事業について説明いたします。

38ページを御覧ください。

2項徴税费、1目税務総務費、税務総務一般事務におきまして64万1,000円を計上しております。主なものとして、国税を電子データで送信するためのシステム対応保守委託として36万5,000円のほか、各種協議会の負担金を計上しております。

京都地方税機構事業といたしまして333万7,000円のうち、共同で行っているシステムや人件費等の負担金として328万6,000円を計上しております。

2目賦課徴収費におきましては、賦課徴収事務として369万6,000円のうち主なものとして、不動産鑑定委託料174万2,000円、給与支払報告データ入力委託料44万円を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして1,501万5,000円を計上しております。主なものとしまして、令和元年度に戸籍事務にマイナンバー制度が導入されたことによる戸籍システムに係る経費で、委託料といたしまして971万1,000円、使用料として259万5,000円を計上しております。

40ページ、マイナンバーカード交付事業といたしまして8万3,000円を計上しております。

以上で税住民課が所管いたします歳出について説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして主な事業説明をさせていただきます。

43ページをお願いいたします。

43ページ下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、対前年285万1,000円減の1億4,682万7,000円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、社会福祉協議会補助事業として1,272万4,000円を計上いたしております。内容につきましては、老人クラブや身体障害者協議会に関する業務の委託に係る費用や社会福祉協議会が行う閉じ籠もり予防や見守り活動など、福祉事業に関する費用などを計上させていただいております。

障害者福祉事業では18万8,000円を計上いたしております。主なものとしましては、障害のある方に対してのタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業として11万4,000円を計上しております。

続きまして、45ページでございます。

福祉医療費で841万6,000円を計上いたしております。内容につきましては、障害のある方に対する医療費の助成として703万3,000円、ひとり親家庭の医療費の助成として32万4,000円、子育て世帯に対する医療費の助成として105万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

障害者自立支援給付事業では3,788万6,000円を計上いたしております。放課後児童デイに関わる費用として、障害児入所給付事業で673万4,000円、これにつきましては利用者1名増に伴います前年度336万6,000円の増額となっております。また、

居宅介護など各種の福祉サービスに関わる費用として、障害者自立支援給付事業で3,115万2,000円を計上させていただいております。

47ページでございます。

地域生活支援事業では425万6,000円を計上させていただいております。主な内容といたしまして、障害のある方やその家族からの相談支援に関する費用、それから補聴器など日常生活用具の助成に関する費用や、療育教室に関わる費用を計上いたしております。

なお、療育教室に関わる費用でございますが、令和5年度におきまして施設の修繕工事を実施するという事で、前年度と比べまして164万5,000円の増額の186万円となっております。

中段の障害福祉計画策定事業では217万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、相楽東部3町村の障害者施策の基本的な方向性を示します笠置町・和東町・南山城村障がい者基本計画及び障害福祉サービス、地域生活支援事業等に関する年度ごとの計画と、その確保のための方策を定める笠置町・和東町・南山城村障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定する費用として217万7,000円を計上しております。

51ページをお願いいたします。

4目老人福祉費でございます。対前年164万円減の1億710万9,000円を計上させていただきます。

高齢者福祉事業として778万3,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、在宅の要介護者を介護されている方に激励金を支給する費用として、介護者激励金支給事業として40万円を、外出困難な方の医療機関まで送迎する費用として、外出支援サービス事業で189万8,000円、敬老会を行う費用として敬老会事業で100万1,000円を計上いたしております。

また、繰出金事業では、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金として合わせて9,101万3,000円を計上させていただいております。

52ページをお願いいたします。

福祉医療事業で558万5,000円を計上いたしております。内容につきましては、65歳から69歳の方や、障害のある高齢者の方に対する医療費の助成でございます。

それから、介護保険事業計画策定事業では272万8,000円を計上させていただいております。令和4年度からの継続事業の2年目ということで、第10次高齢者福祉計画並びに第9期介護保険事業計画の策定の費用として計上させていただいております。

下段、5目老人福祉施設費でございます。対前年181万2,000円減の2,977万7,000円を計上させていただいております。

53ページ中段でございます。

老人福祉施設費では、主につむぎてらすの維持管理や地域包括支援センターの運営に関わる費用となっております。あわせて、老人福祉施設費で647万8,000円を計上させていただいております。主なものとしては、介護予防事業で閉じ籠もり予防事業などに関する費用として34万3,000円を計上させていただいております。

54ページをお願いいたします。

54ページでは、つむぎてらす運営事業では、つむぎてらすの運営に関する費用として236万8,000円を計上いたしております。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。対前年391万3,000円増の1,873万1,000円を計上させていただいております。

55ページをお願いいたします。

児童福祉事業では1,277万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、放課後児童クラブ運営に関する費用として404万6,000円、それからひとり親家庭に手当を支給する費用で9万8,000円、児童手当の支給に関する費用として542万1,000円を計上しております。また、子ども・子育て支援計画策定事業に関する費用として266万8,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和5年、6年の2か年で策定を予定しております。笠置町の将来を担う子供たちを応援するための笠置未来っ子応援事業に関する費用として54万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、出産時、それから小学校入学時、中学校入学、また高等学校入学時に給付金を支給するものでございます。

児童公園維持管理事業では、児童公園に関わる維持管理費用として84万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

結婚・子育て応援住宅総合支援事業では、新婚世帯や子育て世帯に対して住宅の購入やリフォームの助成に関する費用として205万円を計上させていただいております。

続きまして、2目保育園費でございます。対前年102万3,000円増の4,269万円を計上いたしております。保育園費につきましては、保育士の人件費を含めた保育所の運営に関する費用となっております。

57ページ、保育所事業として保育所の運営に関する費用で800万円を計上いたしております。内容は、保育所の維持管理に関する費用や保育教材、給食に関する費用などを計上いたしております。なお、令和5年度におきましては9名の入所を見込んでおります。

なお、令和5年度におきまして施設修繕工事費として外構工事に関する費用で200万円、また家型の遊具の購入費用として備品購入費で60万円等を計上させていただいております。

続いて、58ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、保健福祉課が所管する事業としては、保健業務全般に関わる費用として、保健業務では49万5,000円を計上させていただいております。

59ページ下段、2目予防費でございます。対前年84万1,000円増の1,031万9,000円を計上させていただいております。

健康増進事業として593万2,000円。内容といたしましては、健康診査や各種がん検診、結核検診に関する費用、また生活習慣病を予防するための運動を行う健康教育や、各地域で実施する健康相談に関する費用などを計上させていただいております。

また、予防接種として287万2,000円を計上いたしております。高齢者や乳幼児に対して行う予防接種や風疹の予防接種費などを計上いたしております。

60ページをお願いいたします。

母子保健事業として137万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、乳幼児に対する健診で24万円を、妊産婦に対する健診費用で74万7,000円を計上いたしております。また、令和4年3月補正で可決いただいた中の出産・子育て応援交付金事業として、令和5年度分として25万4,000円を計上いたしております。

定住自立圏事業として13万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、救急相談ダイヤル24の笠置町の分担金として13万8,000円を計上いたしております。

61ページをお願いいたします。

3目診療所費でございます。対前年672万5,000円増の1,616万4,000円を計上させていただいております。

笠置歯科診療所事業では、経年劣化しておるレントゲンの購入費として680万円を計上いたしております。また、山城病院組合や相楽休日応急診療所の分担金を計上いたしております。

4目介護保険費では、山城病院組合の保健事業分の分担金として156万7,000円を計上いたしております。

以上で保健福祉課が所管いたします歳出予算について説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長より発言の申出がありましたので、これを許します。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 失礼いたします。

先ほど税住民課が所管いたします主な事業について説明させていただきましたが、総務費のみの説明になっておりましたので、引き続き説明をさせていただきます。

46ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、戦没者追悼事業におきまして15万6,000円を計上いたしております。

繰出金事業といたしまして1,234万4,000円を計上しております。こちらは国民健康保険特別会計繰出金に相当するものでございます。

続きまして、62ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、塵芥処理事業におきまして85万4,000円を計上しております。主なものといたしまして、ごみ袋販売委託料28万8,000円、不法投棄見廻・ごみ処理作業委託料24万円。

広域行政事業におきまして、相楽東部広域連合分担金（衛生分）といたしまして3,610万3,000円を計上しております。

2目し尿処理費におきまして、し尿処理事業1,008万3,000円を計上し、主なものはし尿汲取業務負担金で993万円となっております。

合併処理推進事業では267万7,000円を計上し、主なものといたしまして、合併処理推進事業といたしまして、5人槽1基、7人槽2基、単独浄化槽の撤去費1基のほか、汲取槽の撤去費2基、宅内配管の工事費3基の266万円を計上しております。

続きまして、広域行政事業といたしまして、相楽広域行政組合負担金（し尿処理）分としまして1,947万円を計上しております。

以上で税住民課が所管いたします説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして主なものを御説明させていただきます。

予算書の29ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中でございます。29ページの一番下の段でございます。循環バス運営事業では、会計年度任用職員の人件費やバス2台分の維持管理費などで1,327万1,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

地域公共交通再編事業でございます。本事業につきましては、令和5年度に予定しておりますデマンド交通の実証実験に係る費用でございます。総額で329万3,000円を計上しております。

2目文書広報費の中では、笠置テレビ運営事業といたしまして、笠置テレビ運営に関わります設備の保守点検や維持管理等に関する費用、またケーブルテレビの利用料金の補助等の経費といたしまして172万2,000円を計上しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

6目企画費の中で、JR笠置駅切符等販売事業でございます。この事業につきましては、笠置駅の無人化対策といたしまして、会計年度任用職員の人件費、また今年度につきましては、待合空間の電気配線の修繕などの費用といたしまして640万5,000円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

笠置いこいの館管理運営事業でございます。この事業につきましては、いこいの館の管理運営に係る費用といたしまして、会計年度任用職員の人件費や各種設備の保守等の費用といたしまして1,559万円を計上しております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

交流施設等管理事業でございます。交流施設等管理事業につきましては、それぞれの交流施設の光熱水費、また浄化槽等の設備の維持管理に係る費用、また土地の賃借料等の費用といたしまして総額で142万6,000円を計上しております。

次に、移住促進事業でございます。空き家バンクに登録いただいた空き家の家財道具の撤去、また改修に係ります経費の補助金といたしまして620万円を計上しております。

その下の広域行政事業につきましては、相楽広域行政組合負担金（消費生活）分といたしまして201万4,000円を計上しております。

36ページをお願いいたします。

中段のふるさと納税事業でございます。本事業につきましては、ふるさと納税に関します

返礼品の費用、またふるさと納税の業務の委託に関する費用といたしまして112万9,000円を計上しております。

次に、66ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、旅費の計上、4,000円となっております。

2目商工振興費では568万4,000円計上しております。主なものといたしましては、商工会への補助金やWEB商店街のシステム保守等となっております。

3目観光費につきましては5,541万円を計上しております。その中の観光事業につきましては、フォトコンテストに関する費用。また、印刷製本費ではパンフレットの作成に関する費用。また、各イベント事業補助金につきましては、コロナ以前に実施しておりました春夏秋冬それぞれのイベントに関する費用といたしまして780万円を計上しております。また、各イベントそれぞれに実行委員会を組織するということとなりましたので、4つの実行委員会の事務局をまとめて運営してもらうための委託料といたしまして60万円を計上しております。観光事業全体といたしましては1,228万6,000円を計上しているところでございます。

次に、観光施設管理事業でございます。本事業につきましては、京都府から委託を受けております東海自然歩道や自然公園などの維持管理に関する費用でございます。633万4,000円を計上しております。

68ページをお願いいたします。

桜保全等事業につきましては、桜の周りの除草や施肥、桜の維持管理、植栽等に関する費用といたしまして189万円を計上しております。

その下の河川空間活用事業につきましては、現在取り組んでおります河川のオープン化に関する費用といたしまして、キャンプ場利用者、また住民の方に対するアンケート調査やチラシの作成等に係る費用といたしまして37万円を計上しております。

最後に、4目産業振興会館費では1,911万5,000円を計上しております。会計年度任用職員の人件費や設備の維持管理に関する費用。また、今年度につきましては、施設改修工事といたしまして、多目的トイレの改修費用といたしまして162万円。総額で1,911万5,000円を計上しております。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算につきまして、主要な事業等について御説明させていただきます。

32、33ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、建設産業課分の13節使用料及び賃借料で、町道後谷線の退避スペースの借地料を計上させていただいております。

次に、飛びまして、61ページをお願いいたします。

一番下の段、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、27節繰出金において、対前年比約3.2%増額の簡易水道特別会計繰出金3,398万9,000円をお願いさせていただいております。

次に、63ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会事業でございます。

1節報酬で、農業委員さんの報酬等98万4,000円、ほか農業委員会だよりの印刷代、委託料で農地情報管理システム保守など合計157万9,000円を計上させていただいております。

次のページ、3目農業振興費は、18節負担金、補助及び交付金で、農業再生協議会への補助金等において11万3,000円を計上させていただいております。

次の4目農地費につきましては、農地災害復旧事業に関する積算システム使用料などで31万6,000円を計上させていただいております。

次の65ページ、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費では、有害鳥獣対策事業として有害鳥獣捕獲委託料で64万円、有害鳥獣の捕獲事業を猟友会さんに委託し、被害軽減に努めるものや、有害鳥獣捕獲対策協議会への補助金として15万1,000円、協議会が国庫補助を受けて実施する事業において協議会負担分を町が補助するものでございます。

次に、森林対策事業でございます。負担金、補助及び交付金で、森林整備事業としまして200万円を計上させていただいております。豊かな森を育てる市町村交付金を活用して実施する森林整備に関する補助金でございます。

次に、森林環境基金事業でございます。森林環境譲与税の譲与に伴い見込額としまして、令和4年度同額並びに利子分で384万8,000円を基金への積立てとして計上させていただいております。

続きまして、森林経営管理事業といたしまして、令和4年度に実施しました意向調査に基

づき集積計画の作成並びに森林整備等に340万円を計上させていただいております。さきの森林環境基金を活用して事業を行うものでございます。

続いて、3目林道維持費でございます。委託料につきましては、林道4路線の路面並びに側溝清掃委託で500万円。工事請負費におきましては、林道の一部路肩の崩壊の復旧費用としまして300万円を計上させていただいております。

ページ変わりました、69ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、道路管理事業でございます。主要なものとしましては、使用料及び賃借料において、京都府土木工事設計積算システムの保守を含めた使用料や、土木営繕資材単価データ使用料等として195万3,000円。負担金、補助においては、国道163号整備促進協議会や京都府道路協会等への負担金として21万6,000円を計上させていただいております。この各種協議会において、国道163号の改良など国等へ要望しておるところでございます。

次に、70ページ下段、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。委託料におきましては、道路管理システムの保守委託に33万円、草刈り業務の委託料としまして町道有市柳生線の除草を飛鳥路区さんに委託、また町道切山線においては切山区さんに委託するもので、各15万円ずつ計上させていただいております。

工事請負費では2,735万2,000円を計上させていただいております。主な内容につきましては、国の社会資本整備総合交付金等を活用して実施する道路法面修繕工事や道路維持修繕工事等を予定しております。

交通安全事業としまして交付金を活用し、有市柳生線の路肩の崩壊のおそれのある箇所、また根台1号線水路蓋掛けによる通学路、歩行区間確保の交通安全対策工事に合わせまして960万円を計上させていただいております。

続きまして、71ページ、3目道路新設改良費でございます。

12節委託料で320万円を計上しております。継続して行っております町道笠置山線の境界標埋設業務及び笠置有市線配水管官民確定業務を予定しております。

工事請負費におきましては、笠置山線改良工事といたしまして、交通安全施設、照明1基を計画しております。

続きまして、4目橋梁維持費をお願いいたします。橋梁維持事業の主要なものとしましては、工事請負費におきまして、交付金のつき具合にもよりますが、町内3橋梁の橋梁維持補修工事として7,200万円を計上させていただいております。

次に、下の段の3項河川費、1目河川総務費につきましては、負担金、補助及び交付金で、府砂防・治水・防災協会等に6万9,000円を計上させていただいており、加盟する団体を通じて、砂防・治水事業に対する全国要望等を行うものでございます。

続きまして、2目河川改良費でございます。委託料では、不動谷川の除草委託事業としまして15万円を計上、工事請負費では河川のしゅんせつ等の工事に384万円を計上させていただいております。

次に、72ページ、7款土木費、4項住宅費をお願いいたします。

2目住宅管理費でございます。需用費におきましては、修繕料や消耗品等で6万78,000円、役務費で修繕に係る大工さんの作業手数料やハウスクリーニング等合わせまして118万9,000円を計上しております。

委託料では、町営住宅長寿命化計画に基づき、また交付金を活用して有市住宅2棟の耐震診断設計業務で1,440万円を計上しております。

使用料及び賃借料では、積算システム建築用の使用料や機械借上料として75万7,000円、工事請負費では町内公営住宅3か所の敷地内の除草や側溝清掃等の維持修繕工事に450万円、長寿命化計画に沿った交付金を活用したバリアフリー工事に1,800万円を計上させていただいております。

最後に、75ページ下段から76ページにかけてでございます。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費で、役務費や使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費において、災害時に速やかに応急復旧できる費用としまして、合わせまして324万5,000円をお願いさせていただいております。

以上で建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 人権啓発課が所管します歳出につきまして説明させていただきます。

予算書の47ページを御覧ください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、右側下段より、人権擁護事業としまして、予算額4万4,000円を計上しております。主な内容としましては、人権擁護委員の活動に関わります職員旅費、城南人権擁護委員協議会負担金などが主な経費となっております。

次に、予算書48ページを御覧ください。

同じく3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、右側中段より、人権問題啓発事業とし

まして、予算額は55万7,000円を計上しています。内容としましては、12月に開催します人権学習公開講座の講師料を報償費として35万円、街頭啓発で配布される啓発物品が需用費消耗品として20万7,000円を計上しています。

次に、人権啓発活動地方委託事業として予算額は19万2,000円を計上しています。この事業は、法務局からの委託による人権啓発委託事業でありまして、保育園児や小学生が育てた花を老人世帯に配付する人権の花運動等を実施しておりまして、消耗品で4万1,000円を、また町民から募集いたしました人権標語等によりカレンダーを作成しておりまして、印刷製本費で15万1,000円を計上しております。

次に、同じく48ページ下段から49ページにかけてでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費になります。48ページの右側下段より、隣保館運営事業で689万4,000円を計上しております。

初めに、隣保館運営事業は、隣保館運営等事業費補助金の対象となる経費をこの事業に集約しておりまして、363万5,000円を計上しております。主な経費といたしましては、会計年度任用職員の報酬として206万4,000円、電気代等需用費、光熱費を79万2,000円などとなっております。

次に、隣保館デイサービス事業としましては、高齢者福祉の増進や自立支援、閉じ籠もり防止などを目的に事業を実施しておりまして、283万9,000円を計上しております。主な経費といたしましては、会計年度任用職員の報酬で194万円、また令和5年度に電位治療器ヘルストロンの更新を予定しておりまして、使用料及び賃借料で2台分のレンタル代として15万9,000円を計上しております。

次に、49ページ下段より50ページ上段にかけまして、人権啓発事業でございます。

人権啓発事業では138万4,000円を計上しております。主な内容としましては、各種人権啓発集会への参加等旅費に21万8,000円、人権啓発協議会などへの負担金と研修事業参加費、解放文化祭の補助金など、負担金、補助及び交付金で106万9,000円を計上しています。

同じく50ページ上段より、地域交流活性化支援事業では149万5,000円を計上しています。内容としましては、地域交流事業としまして陶芸教室を実施しておりまして、講師謝金や材料費などを計上しております。

課題対応型支援事業は給食サービスを実施しており、事業費として124万3,000円を計上しております。内容としましては、調理員の報酬に63万8,000円、食材費等の

食糧費に45万1,000円などが主な経費となっております。

最後に、中段より、笠置会館管理事業として135万5,000円を計上しています。笠置会館の施設としての維持管理に関わる経費として、事務消耗品や修繕等の需用費関係で計56万9,000円、通信運搬費では電話代とCATV利用料としまして21万5,000円を計上しています。そのほか浄化槽管理などが主な経費となっております。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これより休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

なお、議案第23号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出については1款ごとに区切って質疑を行います。質疑の回数は、一区切りごとに1人3回までですので、申し添えます。

まず、歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まず、15ページの12款地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度と比較して1億6,000万円の大幅な増額となっております。

また、ページ21ページの19款繰入金、基金繰入金では、前年度比7,854万7,000円の減額となっております。

どうしてこのような予算を組まれたのか御説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方交付税につきましては、本年度増額されて交付されました。前段の見込みといたしまして、令和5年度につきましても増額交付されるというふうな連絡もあったところがございますので、今年度の見込み等を勘案して8億4,000万円、普通交付税につきましては7億円を計上させていただきました。

繰入金につきましては、財源補填をするための経費としております。交付税の増額交付が見込まれるために、財政調整基金といたしましては、前年度より少ない金額で計上させてい

ただくことができました。

令和4年度でもそうでしたが、今年度につきましても、令和3年度の決算につきましても、財政調整基金を繰り入れることなく財政運営ができたということもありまして、令和5年度につきましても、最終まで分かりませんが、できるだけほかの財源を充当できるようなことを考えて、最終的には繰入金ももう少し減らしたらというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

普通交付税につきましては、ちゃんと算式があって、それに基づいて額が確定すると思うんです。それが増額になったというのは、ちょっと私は理解できないんですけども、また今後の補正予算に対応できるのかということがかなり不安に思っております。財政の柔軟性、弾力性が失われるのではないかというような心配をしておりますので、またその点、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、ページ12ページの町たばこ税が前年度比96万円の増額。

また、ページ14ページの6款法人事業税交付金が156万9,000円の増額。

7款地方消費税交付金が174万6,000円の増額。

8款のゴルフ場利用税交付金が143万8,000円の増額となっております。

これらいずれも京都府から通知によるものだと思うんですが、今後、財政運営にとって重要なものかと思っておりますので、やはりある程度の分析が必要かと思っておりますが、そのあたりの分析とかどうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁、誰ですか。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 12ページの町たばこ税につきまして御説明させていただきます。

令和2年度と令和3年度を比較しまして、調定額が9.4%増加しておりました。その見込みによりまして、令和4年度見込みを3.4%増加すると見込み計算させていただいたのがこちらの金額になっております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかの項目については。答弁は誰ですか。総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員がおっしゃいますように、京都府からの通知によりまして、国のほうで来年度の上昇率というのを今年度の交付の見込額、これもまだ3月の末にならないと、この4年度の見込額というのも3月の末にならないと確定はされないものではございますが、こちらのほ

うで試算いたしまして、国からの通知の上昇率を掛けて積算させていただいております。

この国の上昇率といいますが、京都府全体での上昇率になりますので、笠置町としてどれだけの上昇率があるのかということも確定された数字ではございませんので、毎年確定された数字とばらつきがあるかもしれません。由本議員がおっしゃいますように、もう少し勉強させていただいて、分析をしていくことも必要かなというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

京都府からの通知によるもので、なかなか把握等はできないと思いますが、今申し上げた項目全部増額となっておりますので、今後のまた財政運営のほうに十分注意していただきたいと思います。

それと、次、21ページの18款の寄附金ですが、一般寄附金で前年度比69万円の減額、指定寄附金で84万円の減額となっておりますが、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

寄附金につきましては、ふるさと納税の分で計上させていただいております。今年度の令和4年度の実績、当初予算要求時の実績に基づいて、令和5年度の当初予算を計上させていただいております。4年度につきましては、3年度より実績が減っておりますので、こういった形で、一般寄附金につきましては69万円、指定寄附金につきましては84万円の減というような形で予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

15ページの総務使用料で交流施設使用料があるんですけども、これは収支おうてんのやろうかと思って、これ入ってくるお金はこれですけども、町から使っている経費もあると思うんですけども、この使用料だけで賄っていけるような事業なのかどうか。それ賄えていないのやったらどう考えてるのか。

先ほどもありましたけれども、ふるさと納税、基金にも積み立てていると思うんですけども、どういった今年度、議論がされてきたのか。お金の使い道について何度ぐらい協議があったのか。何のために収入として得ようとしているのか説明願いたいです。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。

まず、歳入の15ページの使用料、交流施設使用料でございますが、歳入といたしましては2万3,000円を実績に基づきまして計上させていただいているところでございます。

対しまして、先ほどもおっしゃっていただきました、それに対する交流施設の管理事業につきましては、今年度で142万6,000円の予算の計上となっております。

おっしゃっていただきましたように、全く収支がかなりかけ離れているというような状況になっております。これは以前から議員さんのほうからもいろいろと活用方法を考えないといけないということで御指摘いただいておりますけれども、なかなかうまく活用ができていないという実状でございます。どういった中で活用できるのかということをしかり考えていかないといけないと思っておりますけれども、なかなか実行できていないというところでございます。申し訳ございません。

あとふるさと納税の使い道の議論でございますけれども、これは庁内全体でやっていくことなのかなということで考えておりますけれども、私が所管する中では、使い道に対する議論というのはできていなかったというところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

交流施設ですね、もともと建てた、投資した理由ってあるはずなんですよ。地方創生が元氣やったときですかね、この辺のハード整備が進んだのは。それってそもそも何でこういうものを造っていかうかという時代の流れがあったと思うんですけれども、そこで前町長のときにされて、町長が代わって、経費は140万円少し出ていますが、入として2万幾らかと。140万円ぐらいがうちのまちの赤字として毎年積み重ねていると。町長、この現状に対してなぜ何も手立てをされないのか理由をお聞かせいただきたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

今、この対策について考えておるのは、ほかの事業も含めてですが、ホームページを更新することによって、住民の方も含めていろいろな形で広報をやっていけるのかなというふうに考えています。

サテライトワークスペースのほうについては、写真を更新するというので、トイレだとか

執務関係の写真は更新しておるところです。定住プラザについては、あまり宣伝といいますか、出ておりませんので、定住プラザ、それからお試し住宅については、移住・定住のパッケージというものをこさえて、そこで広報の上にアップしていこうかなというふうに考えているところでございます。

十分な活用ができていないという御指摘ですが、考えていきたいと思っています。現状、大変厳しい状態になっているのは承知していますので、申し訳ないというふうに感じております。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長、これからしようというのはいいんですけども、考え方を述べられるのはいいんですけども、質問の意図としては、なぜ今までしていなかったんかということですよ。なぜ今までしていなかったかという質問の趣旨です。町長。

町長（中 淳志君） 活用方法について今までどのようなことをしてきたのかというようなお話でございます。交流スペースについて農泊での利用であるとか、そういう検討もされておったようですし、サテライトワークスペースに関しては、先ほど申し上げましたように、ホームページを更新したんですが、十分な活用がないというような現状でございます。

移住・定住プラザにつきましては、現在、移住・定住者に関しての相談窓口ということで活用しておりますが、使用料としてはお金が入ってきていないという状況でございます。

全体的に御利用が低迷やということで、これはこれでまたいろいろな問題が出てきておりますので、どうした形での使用というのは考えられるのかということについては、関係機関とも相談させてもらった上で進めてきたところですけども、実績としてこうした形での使用料が上がっていないというのが実態でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ちゃんと答えてほしいんですよ。僕が思っているのは、あそこをハード整備して投資した。そのことというのは、町長になろうと思われた方なら、こう使いたいとか、こう使えるとか、うちの町には何が必要だと思って町長選挙に出られると思うんです。3年間それがほったらかしやと僕は感じてますし、その間にも経費は使われているわけですよ、支出が。それで町長は、今現状何もできていない。いろいろな問題が起きているとおっしゃった。じゃ、その問題に対してどう愚直に取り組んだかはしゃべれないとおかしいと思うんですよ。何もせんでも140万円のマイナスを生んでいるわけですよ。それに対して経営者が何も思っていない。まだいろいろ問題があるんです。でも、僕ら政治家と呼ばれる職業は、最初4年

で次の試験が来るわけですよ。4年の間に何かせなあかんねんけど、まだいろいろ問題がある。何が問題なのかも答えてほしいですし、御自身は何度そこに足を向けられて、どんな構想を練られて、どんな夢を見られたのか。そういう話ができるのが僕は政治家だと思っているんですよ。ぜひそのあたりはお聞きしたいんですよ。

ふるさと納税についても、いろいろな自治体でうちの町はこれに特化して支出していく。皆さんにもらった寄附金は、こういうふうな町の次の豊かさを生むみたいなお金に使われたりするんですよ。亀岡市やったら子供に対して使う。宇治田原も子供に対して使うと、町長が公言されていると。じゃ、うちの町はいろいろな方に寄附をもらっているが、何に使うかも示せない。それもらう必要があるんですかって僕思うんですよ。欲しいもんないのに貯金するやついますか。老後のためですかと。じゃ、笠置の老後はどうなるんですかとお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

何回見に行ってきたんやというようなことも今お話されていたので、私のほうからもこの質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

サテライトワークスペースに関しましては、内部の状況、また外部、外回りの清掃状況等々、何回も見に行つて確認をしてきて、問題があれば、担当課と話をしてという形で見に行つておりました。

お試し住宅、私のところの家の近所ですので、雑草がどうなつとんのかというようなこととか、破損状況どのようになつとんのかというようなことも何度か、多分五、六回以上見に行つていると思うんですが、それは確認させてもらっています。

どうした形で利用していったらいいのか。このお試し住宅については、ちょっと悩ましいところで、まだ修理もせなあかんのかなというようなところも出てまいりましたので、そういうことも考えた上で、最終的に移住・定住の形でどういうふうなことができるのかというのをパッケージ化して広報していくしかないのかなというふうを考えております。

現実問題、御利用がほとんどないというのは非常に残念でありますけれども、このことについてもいろいろなところと相談しながら活用を進めていきたいというふうを考えています。

移住・定住プラザについては、今現在、別の使い方をしてきましたので、ここを拠点にして移住・定住の相談窓口にしようという形で利用を今しておるところです。これがこのままいつまで続けられるか、また別の問題ですけれども、活用についてはまたほかの方法も含

めて考えていかなあかんのかなというふうに今思っております。以上です。

もう1点、ふるさと納税の使い道でございます。この使い道については、本来の寄附を頂いている趣旨に沿った使い道というのを考えないかんですが、どうした形で使うのかということについて、例えば子育てに使うというような形での特化というの也被えられると思います。ちよつとこのふるさと納税の財源の充て方について、私のほう、全部全て把握しているわけではないので、ちよつと確認したいと思います。ちよつと待ってください。

すみません、ふるさと納税の使い道、ちよつと財源充てているのがございますので、参事のほうから説明させていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の関係なんですけれども、令和5年度におきまして笠置未来っ子応援事業というのをさせていただきます。予算の説明でもさせていただいたように、出産の折には5万円を、また小学校入学、中学校入学、高校入学に対しては、お一人当たり3万円を給付させていただきます。その財源といたしまして、今年度、ふるさと納税を活用させていただくというふうになっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事も発言されますか。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

ふるさと納税の充当につきましては、先ほど保健福祉課長のほうも説明ありました。それ以外につきましては、桜の保全事業に活用させていただいております。

御質問にありましたように何に充当していくのか、庁内での議論はというところにつきましては、予算のヒアリングの際に充当する事業につきまして検討したというところで、庁内全体でこういう事業に充当したらという協議までには至っておりません。

今後につきましては、目的、子供の子育てに関することに対しましての寄附であったりとか、老人福祉であったりとかというところもございまして、できるだけ、ためるだけではなくて活用できる事業に充てていきたいというふうには考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長、坂本議員の最初の質問の趣旨、サテライトオフィス等の問題、問題があつたんやったら、どう対処した。さらにどういう問題が明らかになつたかというような趣旨の質問やつたと思うんですね。問題は列挙されたと思うんですが、どう取り組んだとか、それによってどういうことになつたかというのが抜けていると思うんですが。町長。

町長（中 淳志君） まず、サテライトワークスペースについて、コロナ対応ができていない

ということで、何らかの形でのつい立てというか、こういうパネルみたいなものを設置することを指示しておるんですが、ただ、パソコン使うような形での施設なので、横から見られないようなパネルを設置してくださいと。そのパネルを設置した上で、その写真をきちんとホームページにアップしてくださいと。情報が横から見られないような、そういうような施設にしないといけませんということで、それをしたのと、それからトイレ等々の写真をアップしてくださいと。とにかく田舎なので、トイレとかがどういうふうになっているのか、大事なことやと思ったので、そのことについて写真を撮ってホームページにアップされております。これによってある程度きちんと対応できるような施設になっているということで御利用が増えればいいのかなというふうに考えていましたけれども、実質上、企業さんの利用というのはあまりなかった、見られなかったということでございます。現状はそういうことでございます。

お試し交流スペースについても、屋根瓦が落ちていたりしたので、その辺の修理はいたしました。中に残っていたようなものも片づけられております。ただ、長いこと人が入っていないということで、掃除がちょっとできていないのかなというふうに思いますが、簡単に掃除した上で写真をきちんと撮って、移住・定住のための政策というパッケージをきちんと立ち上げていきたいと思っております。なかなか交流スペースという形での御利用がないというのは残念ではありますけれども、この辺はもうちょっとしっかり活用できるような形での体制を取るべきやったかなというふうに思います。

定住プラザでの説明なんかも、そこでされているはずなんですけど、実態として御利用がなかったということでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 議長、4問目になるんですが、お許しいただきたいと。

議長（西 昭夫君） 許可します。

5番（坂本英人君） 僕、ちょっと残念やなと思うんですよ。予算、来年度提出今してくれはって、町長は、最終的にこの当初予算に対して、最終、最後の判こを押してくださっていると。これで1年間頑張るぞと。そういう思いで僕やったらするなと思うんですよ。

今、ふるさと納税、町長は内訳分からんとおっしゃいましたよね。でも、保健福祉課はこういう使い方しますと。参事はそれを御存じやと。組織として大丈夫なんと不安に思うんですよ。

歳入見て、この交流で2万何がししか稼げていないと。2万3,000円ですよ。でも、

支出は140万円出ていると。これを御自身、町長になられて3年間ずっとこれやられてきたわけですね。歳入はもっとあったのかもしれないし、減っているのかもしれないし、前年度は。その中で、僕が、なられた当初、これ何回も言うてますけれども、一般質問にて町長が僕におっしゃってくれはった言葉があつて、坂本議員、政策議論しようとおっしゃってくださったんですよ、僕に。でも、今、3年を経て、町長から政策というものを僕は聞いたことがないように思う。足向けてそこに行ったら、こんなことができるんちゃうか。こんな喜びあるんちゃうか。町の人にはこんなことが還元できる。そういうどきどきわくわくするようなことを思いついていかないといけないのが、僕は、笠置のリーダーの仕事やと思っっているんですよ。それに対して各課が、じゃ、こんなことやっている町があるよ。こんなことやっている村があるよ。そんな議論が行政の中で起きて、それに対してうちの予算はこういうふうにつけたと。議員さん一緒に夢見てくれませんか。そういう話になってくるのが僕は当初予算やと思っっているんですよ。でも、歳入の時点で、これを重く思っていないんじゃないのって、明らかに収支でマイナスなわけですよ。その事業を3年間やってきたけれども、今まだいろいろな問題があるとおっしゃっている。何で課題解決せえへんのやって、一日も早く。うちの町は財源裕福なんですか。その傍らで、何百万円って積み立てといて使い方も分からへんておかしいんですよ。なぜそういうことに町長として気づけず、予算がつけられるのか。ほんまに1回真剣に答弁してください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

まず、交流施設についていろいろなことを考えておって、行政の中でもこの話は何度かしてきたわけです。なぜサテライトワークスペースが使われないのかと。いろいろな問題、原因があるかと思います。立地の問題でありますとか、駐車場の問題でありますとか、いろいろな問題があつて、有効活用、どういうふうにしたらできるのかと、どういうふうな形にしたら御利用していただけるのかというような話もございます。

ただ、積極的に使ってくださいというような形で誰に相談したらいいのかというようなことも含めて考えたんですが、実際に御利用される方がほとんどいないというのが状況でして、これはまた何らかの形での改善が必要なので、移住・定住の企業等々のパッケージ化を進めてホームページにアップしようというふうに今考えているところでございます。そのための予算というものを今年つけさせていただきます。御承認いただければ、ホームページ、できるだけ早いうちに立ち上げさせてもらいまして、その中でいろいろな政策パッケージを提

示していくというのが必要なかなというふうに思っています。

とにかくいろいろなことを考えてみたけれども、利用には結びつかなかったということで、大変申し訳なく思います。以上です。

(「全然質問の答えになっていない。いろいろなことを考えているんやったら、いろいろな政策言ってくれたらいいですよん」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 町長、質問の趣旨と答弁がかみ合っていないように思いますが、それでいいですか。

(「いろいろなことを考えたとか、いろいろな課題があるとか、じゃ、言ったらいいねんて。言えへんのやったら、考えていないということですよん」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 町長、質問の趣旨は理解されていますか。

町長(中 淳志君) はい。

議長(西 昭夫君) 今の答弁で答えられたということでいいですか。町長。

町長(中 淳志君) こうした交流施設についてどのような利活用ができるのかというようなことをいろいろ検討してみて、いろいろなことを試してみましたけれども、いろいろなことをしたんや、何をしたんやとまたここで言われると思うので、また説明させてもらいますが、先ほども言いましたように、サテライトワークスペースに関しては、きちんと活用できるような、そうした施設にきちんとせなあかんということで若干予算もつけて、中の改修も行い、ホームページにもアップするというようなことをしましたけれども、実質上利用が伸びるということはほとんどなかったと。若干の利用者さんおられましたけれども、継続的に利用されるということもなかったと。原因もある程度分かるんですが、立地上の問題等々は解決できないので、じゃ、どうしたらええのかということで、まず利用そのものについての宣伝が不十分なんかなというふうに思っているんで、このことについては今年度、ホームページを立ち上げることによって解消していこうかなというふうには考えております。

お試し交流スペースについては、ほぼほぼ内装も含めて宣伝ができておりませんでした。今までの利用もイレギュラーな利用が基本で、きちんと交流スペース、お試し住宅としての利用ができていなかったという実態があります。農泊に使うとか何かそんな話もいろいろあったのは聞いていますけれども、これは移住・定住のためのいわゆるお試し住宅なので、笠置に移住したいということで来られた方が試しに住んでみようかというような形での施設だというふうになっておりますので、その辺のことも、こういう施設があるんですよというこ

とについても、きちんと宣伝せなあかんのかなというふうに感じています。そういうことができていなかったことについては大変申し訳ない。

ただ、お試し住宅については、移住・定住の相談があったときにこういう施設もありますよというような形での紹介をされとったわけですがけれども、御利用者がなかったということでございます。こうしたことも含めて、移住・定住のための取組というのを一つの枠の中で考えていきたいなというふうに思っています。十分な活用ができていなかったことについては大変申し訳なく思っています。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

議長（西 昭夫君） 5回目を許可します。

5番（坂本英人君） すみません。

議長（西 昭夫君） すみません、できるだけ分かりやすく簡潔にお願いします。

5番（坂本英人君） 端的にお聞きします。今、町長、僕が質問すると、ちょっとややこしくなるかもしれませんので、町長の答弁に対してちょっとお聞きしたいんですよね。簡単に言いますね。

ホームページ、今度、支出で使うと、町長今おっしゃっていると。これ投資ですよ、町全体の投資と。それに移住も伸びるとおっしゃっていますが、それは大体どれぐらいの経費がかかるか、四百何がしという数字は出ていますけれども、どれぐらいのスパンで回収できるのと。交流スペース使ったらお金入りますよね。例えばこの400万円のうち200万円返ってきたらいいと思ってんねんと。これ普通に事業するときにありますよね、支出と収支と考えはると思うんですよ。この出費をしたら、どれぐらいの見込みでこの利用率が伸びて、幾らの金額目指さはんのかなと。町長はそのために今このホームページを作るとおっしゃいましたよね。分かりますかね、この質問で。数字で予算のときにもんではるのかどうか。目標を持ってこの事業をやらはるのか。これ答えられへんかったら、今の質問の答えうそですからね。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ホームページについての御質問に今ちょっと変わっています。ホームページに投資をさせていただくということで予算計上させていただいています。その結果、どのような形での利用が増えるのかということについて計算できたのかという御質問でよろしいですね。やと思うんですが、実際のところなかなかホームページにきちんと移住・定住の

仕組み、いろいろな制度、そういうものを整備した上でアップしていくというような形での活用を考えております。実際問題、どの程度の利用が増えてというような直接的な計算できておりません。

ホームページについては、投資して、現在、住民の方にもスマホでの対応等々で教室も開いておりますし、今のところ、ごめんなさい、ホームページの検索についても、現在のパソコンに対応したホームページの組み立て方というのが時代遅れになっておるといことで、スマホに対応したような形での検索しやすい中身が見やすい、そうした改修をしようと思っています。それがどうした投資効果があるのかということになるんですが、これは交流スペース等々の運営そのものについて、これだけについてどれだけの投資効果があったのかという数字を出すというのは、なかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、こういうふうな政策をしています。こういうふうな施設がありますということをもまずはいろいろな方に見ていただけるような形でのホームページの設計になっておりますので、その点は御了解いただきたいなというふうに思います。以上です。

(「議長、すみません、いいですか。いいですか。僕の質問に答えていただきたい。僕は、ホームページの事業を説明してくれと言ったんじゃないんですよ。高収益を伸ばすのにホームページを更新したら伸びるんやという表現をされているわけですね。それやったら、どういう考え方を持ってそれをやろうと思ったのか答えられないといけないんじゃないんですかというような質問をしたと思うんですよ。支出に対しての質問をしたんじゃないんですよ。町長になられて、今回4年目入る」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午後 1時00分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き議会を再開します。

町長に申し上げます。質問に対しては、趣旨に沿った答弁を簡潔にお願いします。冗長にならないようにしてください。申し上げます。

それでは、歳入について質疑を再開します。ほかに質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番(田中良三君) 6番、田中です。

各種イベント事業補助金で780万円、さくらまつり30万円、夏まつり花火大会350万円、もみじまつり100万円……

議長（西 昭夫君） 田中議員、歳入のほうです。

6 番（田中良三君） 歳出。

議長（西 昭夫君） 歳入のほうです、今は。

（「入やから、今、歳入やから、次のとき」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 歳入についてほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。

まずは、1 款議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。3 番、大倉議員。

3 番（大倉 博君） 5 1 ページの鉄道助成の関係……

議長（西 昭夫君） 3 番、大倉議員、議会費の質疑です。

3 番（大倉 博君） 歳出は。

議長（西 昭夫君） 1 款ずつなので、今は議会費の質疑です。

3 番（大倉 博君） はい。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで議会費の質疑を終わります。

次に、2 款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

総務課の起業人の予算が今年度入っているのか。入っているのであれば、何名分入っているのかお聞きしたいなと思っております。来年度も起業人に働いてもらうとするならば、今年度の実績はどういったものだったのか。来年度、人が増えるのであれば、なぜ増えるのか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

歳出におきましては、37 ページ上段で地域活性化起業人事業といたしまして1,980 万円分を組んでおります。内訳といたしましては、3 名分の企業に対する負担金と起業人の活動についてお一人当たり100 万円というところで300 万円の経費を計上しております。うちのほうで企業から派遣いただく方に携わっていただく事業については、1 名はDXの推進、もう1 名は観光事業、もう1 名も交流人口の拡大ということで広域観光等

に携わっていただく予定としております。

本年度、令和4年度につきましては、1名の方は令和4年度に新規で1名行っていただきましたので、1名の方は継続となります。あと2名の方を募集し、2つの企業から締め切ったところ申出をいただきましたので、その方にそれぞれの事業を担っていただく予定としております。

実績といたしましては、令和3年度から引き続き観光誘客等に携わっていただいたこともございますので、引き続きその事業といたしましては、それを継続した中で引き継いでいきたいと思っております。

DXの推進ということに従事いただく企業さんにつきましては、町のほうの商工のほうにありましたWEB商店街に関わっていただく。また、町のガバメントクラウド等、専門的な知識をお持ちの方に来ていただき指導いただく、国との連携の中で、今、検証事業をやっていることにも関わっていただきたいというふうに思っております。広域観光に携わっていただいている方についても、引き続き他の自治体との連携なり、それから町長に言っていたとおりそれぞれの町内の観光スポット等の講評といいますか、ホームページへのアップ等も携わっていただく予定としております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） すみません。

実績につきましてですが、継続して来ていただく方につきましては、6月からというところで、町内の写真等いろいろ撮っていただきながらホームページの更新等も行っているところです。その作業が済みましたら、定住自立圏も含めました広域的な相楽の他の自治体との観光を担っていただくというふうに考えております。

実績という、こういう活動をしたというものに至っておりませんが、今年度、令和4年度のそういった作業の進捗もありまして、引き続きいただきたいと思っております。

観光誘客に携わっていただく方については、企業さんについては、昨年度は違うポジションで会計年度任用職員という形で来ていただきましたが、今後の活動等も考えまして、起業人という形で改めて募集をしたものでございます。

実績といたしましては、コロナのこともございます、なかなか事業の開催等には至らなかったものもございますけれども、令和5年度以降につきましては、これからの予算にも出てきますけれども、各種イベントに携わっていただいて、誘客のほうに取り組んでいただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5 番、坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

実績がはっきり言えへんのに、来年度も必要やというのは、僕はちょっと、経費が経費なんで弱いと思うんですよ。その辺ははっきりやはり自信を持って使う責任をここで論じれなあかんと思うんですよ。

もうお一方に関して言えば、3年、1度、起業人でおられて、1年空いたらまた雇用それでできんのかと。それって法の抜け穴なんか何なんか、総務省では3年区切りで終わりますよね。それをまた再度、1年我慢してもらったら、また来れますよって、無限ループみたいな収入の得方ができるように思うねんけど、それはコンプラ的に問題がないのか。法令的に問題がないのかということの一つ聞きたいのと、次に、ホームページの作成業務について予算組まれていますけれども、今まで作成してきたホームページはどのように運営、運用されているのか。当時、幾らぐらいかけてそのホームページは作成されたのか。ホームページを新しくするメリットは、何がどう変わるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

さっきの坂本議員の御質問お答えさせていただきます。総務省のほうの要綱には、1年、同一企業からの派遣を受ける場合には、1年間空けるというところがありました。企業が変われば、もちろんそれも必要ないということですが、同一企業の場合はそういう規定がありまして、いずれにしても、今回の場合につきましては、内容としては適合しているというふうに思っております。

それから、すみません、ホームページのほうですけれども、前は10年以上前に更新をしたものでございます。もともとあったホームページのほうから職員の操作ができるもの、それからホームページ自体の見た目の更新、バナーの増設というふうなものだったと記憶しております。

今回につきましては、町長のほうからもありましたが、検索のしにくいホームページやというところの御指摘は以前からあったということもございまして、閲覧いただく方により分かりやすい行政のホームページにしようということで、今、更新をするものでございます。

また、今回につきましては、ホームページにアクセスいただくということだけではなく、登録していただいた方、LINE機能を活用いたしまして、プッシュ型でお知らせできるというふうにも考えておりますので、より町の情報をお知らせすることができるのではないかと

というふうに考えております。

今のホームページ、職員のほうも更新ができるように操作しておりますが、なかなか操作が難しい点もございまして、全ての職員が触れるというものではございません。そういうところの研修も行いまして、誰でも更新ができる、古い情報から更新していくというふうなことを目標といたしまして、そういうことも考えております。

午前のところにもございましたが、これをするによりまして、いろいろな町の情報発信、行政情報を発信できたというふうに考えております。古い情報、それから載っていない情報等も精査した中で、新たな閲覧していただきやすい、スマホのほうにも対応できるようなホームページに変えたいというところで計上させていただいたものでございます。以上です。

(「抜けてる」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 実績の部分。

(「幾らかけて、どうやって運用」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

すみません、御質問、答弁できておりませんでした。申し訳ありませんでした。

10年以上前で、ちょっとその当時の金額、たしか250万円程度だったかというふうに記憶しております。

現在の運用といたしましては、職員が更新する分につきましては、できる者がその課に所属している職員の中でしていたり、ホームページのそういう作業に慣れている職員のほうが担っているというところもございます。今回は、全ての職員の誰でも自分の業務として更新できるようなものにしたいというふうに考えております。

(「質問が多分理解してもらってなくて」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。もう1回分かりやすく質問をお願いします。

5番(坂本英人君) ホームページって、うちの笠置町のホームページのほかにも、地方創生のときにホームページ作られていますよね、石の国のホームページ。あれも町のホームページじゃないですか。あれがどこに行ったか全く分からない。今どうやって活用されているのか。あれの経費を聞きたいのと、何でそんなホームページにばかり金使っているのと言いたいんですよ、だから。何個持つんみたいな。どういう使い方をするというのをもうちょっと具体的に教えてほしいわけですよ。400何がしのお金を投資するわけですから、もうちょ

っと詳しく答弁願いたいんですよ。石の国がどうなっているのか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、石の国のホームページに関しまして、年間の費用といたしましては、サーバーの管理委託等で4万6,000円となっております。

更新等でございますが、以前もお話出ていたかと思えますけれども、なかなか更新ができていない状況でございます。新たにこういった何かアップしたとか、そういったところは私の把握している範囲ではございません。石の国に関しましては以上でございます。

申し訳ございません。制作費用に関しましては、ちょっと私把握できておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 当初予算って、来年度、町をどうやって運営、運用していくかの予算ですよ。これに対してははっきり説明できひんというのは、行政として僕はおかしいと思うんですよ。だから、先ほど実績あまり見えませんが、人を使うとか、このホームページが更新されるようになって、住民さんは、それこそ今、若い子やったら小学生からスマホを持つ。お年寄りもスマホを使っている方もおられる。この人みんなフォローできるんです。うち、広告媒体どんだけあんのという話になるじゃないですか。ましてや、石の国ってあまりお安くなかったはずなんです。作った当初。それ活用できていないのに、今またホームページにお金突っ込むと。これ僕、ちょっと理解できないんですよ。

だから、新しいことをやるのはいいことやと思うんですけども、今までほったらかしにしてきたやつはどこへ行くのと思うんですよ。観光のPRやとか、先ほど町長は、そのサテライトオフィスとかの見え方変えますみたいな話をしているけれども、町内の人にはこういうサービスが打てて、町外の人にはこういうサービスが打てる。だから、うちの町はこうよくなっていくんや、だから、インターネット上のインフラをこうやって整備しなあかんときに來ましたという話ができないと意味が分からないんですよ、この予算の使われ方が。

実際、あのときJTBさんをお願いをして、かなりのお金をかけて石の国というホームページ、あれ格好いいホームページでしたよ。ええもん作っても使えていない現状をどうやって反省しているの。そこまでやはり自分ら遡って話をしないと、説得力ないじゃないですか。先に投資しているんですよ。もうそれは終わった話やから忘れてみたいな話にはならんじゃないですか。そういうことを丁寧に説明できてこそ、新しい事業の信憑性が出ると思うんで

すよ。その辺の話が一切聞こえてこうへん。

先ほどの話やったら、起業人の方が写真を撮る。それホームページ更新する。その人はホームページ更新できるんやって思っちゃうんですよ。でも、みんな職員はできひん、何でなんて思う。分かりますか。いきなり去年の6月に来た人にホームページは触れるが、ずっと何年も働いている職員はホームページが触れない。でも、今回400万円突っ込んだら、それが解消できる。それが高いんか安いかってどう判断したらええねんてなるんですよ。写真撮ってホームページに上げる人に年間幾ら使ってんねんと。3人雇うごとに1,980万円。安くはないじゃないですか。そういうことが多過ぎる予算なんですよ。不思議やなと思うんです。その辺きちんと答弁してほしいんですよ、分かりやすく。ホームページを作ったらどうよくなるのか。実績はぼちぼちやけど、来年度もその人に人件費を投資するのは何でなのか。分かりやすく納得できるように説明してほしいです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

まず、なぜこの時期にホームページの更新をするのかということでございますが、情報発信力の強化ということで、一つは、住民さんに行政が今どういうふうなことをやっているのか、どういうことがあったのかというようなことの情報発信力を強化したいと。これは同時に、住民の方に対してスマホ教室を今実施しております。スマホの使い方、どうやったら検索できるのかというようなことも含めてスマホ教室をやっているわけですが、送り手側ができるだけ情報をアクセスしやすいように変更していくということと、受け手側、住民の方がその情報にアクセスしやすいようにしていただくということでの相互利用ということを考えています。

それから、対外的にどういうことを考えているのかということになりますと、いろいろな行政情報の中で町外の方が求められておるような情報、例えば子育ての情報でありますとか、観光の情報、また移住・定住関係の情報等々求めておられるような情報でございますので、それが伝わりやすいような形でのホームページの再構築ということでございます。今まであった情報が全部消えるということではございません。

それから、観光行政に携わっていただいている今の起業人さん、かなり写真を撮っていたいて、クレジットといたしますか、キャプションもつけていただいているんですが、ただ、桜の時期には来られておられなかったもので、これから桜の時期の写真も撮ってもらった上で、新しいホームページの中で情報についてはアップしてもらおうというふうに考えています。

かなり勉強もしていただいていますので、町内のことをかなり御理解いただけたと思います。桜の写真はありませんと言うてはりましたけれども、6月からなので、桜の写真はまだございません。

いろいろな形でホームページ更新して、町内外に情報を発信していく、きちんとお知らせするというのは大事なことやと思っていますので、今回、ホームページの更新についていろいろ相談しながら予算措置させていただきました。以上です。

(「ほんまにむちゃくちゃやって。石の国は一切していません」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) そこはないですか。ほかに質疑はありませんか。3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) 51ページの鉄道補助の関係、真ん中ほどに、今年は……

議長(西 昭夫君) 大倉議員、1款ずつっているのです、今は総務費です。

ほかにありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

31ページの3目の財政管理費の基金管理事業で679万2,000円が計上されていますが、前年度と比較いたしまして287万1,000円の増となっております。その内容について御説明お願いいたします。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

財政管理事業といたしまして基金積立てを行う部分なんですけれども、一番下、電源立地地域対策整備基金というものを440万円計上しております。これにつきましては、電源地域であります本町の昨年度、令和4年度、3年度と少し以前までは、地域の周辺整備に充当しておりましたが、ここ数年は人件費に充当しておりました。

高度情報ネットワークの整備を行うときに基金を積立てし整備した経緯もございまして、京都府のほうにも相談させていただき、今度、水道事業ではございますが、給水車の更新が必要となってきております。電源地域というところもございまして、その基金を3年間積み立てた後、給水車のほうの購入に充てたいということで積立てをさせていただいたものでございます。こちらのほうで基金の積立額が増加したものとなっております。以上です。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

34ページの6目の企画費の笠置いこいの館管理運営事業で1,559万円、前年度と比

較しますと606万6,000円の減額となっております。その理由として、土日、祝日を基本的に閉館とし、勤務時間を縮小し、報酬や職員手当の経費を削減するという説明がございました。

私は、平日も基本的に閉館をしてはという問いに対しましては、社会福祉協議会が入っているから閉館はできないというような答弁をされております。社会福祉協議会をいこいの館にとどめられたのは町長です。そのためにこの1,500万円もの貴重なお金がなくなるということとなります。そのあたりの詳しい説明、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

いこいの館の管理事業の中には、社協さんもございますが、伊左治さんのデイサービスも入っております。閉めるわけにいかないということですので、一定の管理料については、閉館しても支払っていかないと後々大変なことになりかねないので、保守点検等の経費というのは必要になってくるかと思えます。

一応いこいの館については開館しているという状態でございますので、そのための人件費等々の計上も予算措置させていただいております。内容については、予算書にございますように総額で1,559万円という内容となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、由本議員の質問、町長答弁いたしました。補足させていただきます。

当初、早朝の時間帯だけ職員のほう開館作業、それからデイサービスとの連絡事項等もございますので、二、三時間の勤務だけを想定して、それ以降、10時以降につきましては不在という形を取ってはという案もございました。ただ、消防設備、万一の対応というところも考えまして、平日だけではございますけれども、終日職員が詰めるというふうに変更させていただいたものでございます。

閉館というか、平日も職員不在、会計年度任用職員の不在ということを検討している段階では、かなりの経費、人件費のほうも下がったところでございます。電話の転送等も担当課、所管課のほうではいろいろと検討していただきましたが、最終的には安全面、施設の緊急時の対応等も考えまして、1人常駐させるというふうに変更したものでございます。経費につきましては、その分増額となりましたが、運営上必要なものであるというところで御了解いただけたらと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 由本議員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今のいこいの館の関係ですけれども、当初、以前のときは、温泉業務としては閉館しているということで、ただ、ボイラーのことであったりとか、一定維持をしなければ悪くなるのではないかということで、一定管理のものを要るのではないかと、そういう説明を受けてきたわけですけれども、実際、以前見させていただきましたら、浴槽は荒れた状態といたしますか、お風呂場のほうは荒れた状態になっていまして、清掃も行き届いていなかったということがあるみたいなんですけど、これでは入れている意味がないんじゃないかと。

それから、デイサービスもあるということなんですけど、デイサービスの場合、例えばこれだけの費用をかけるのであれば、エアコンの関係で言えば、そちらに電気供給の何か設備を造るとかのほうが、財政的には少なくて済むんじゃないかと、そういう検討もあり得ると思うんですが、そのあたり具体的にはどこまで検討されて、必要というふうに言われましたけれども、今の答弁だけでは必要性についてどうやって具体的に検討されたのかが十分分かりませんでしたので、答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁ありませんか。町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

まず、1点、ボイラーの件でございます。現在、ボイラーを使用して全館の空調を動かしております。伊左治さんのところについては、基本的に水と電源については分配されておまして、子メーターがついております。ですから、伊左治さんのところのデイサービスのところの電気代は、基本的にはデイサービスが支払っておられるんですけれども、ホールの分の空調は分けられなかったということで、現状、ボイラーは朝から入れなきゃ仕方がないということで、人件費も含めて予算措置させていただいたところでございます。取りあえず以上です。

議長（西 昭夫君） 答えになっているか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するに必要性を言われる場合は、ボイラーの一定保守が要る。しかも、一定使い続けなければ悪くなって劣化をしてしまうと。それを防ぐためには、ボイラーの管理の方がいると。そういう趣旨のことも聞いてきたわけですけれども、それはそれでいいのか。

それと、清掃自体は、実際見たところ行き届いていなかった。中は赤さびのようなものが

お風呂場の中に見られましたけれども、まさにそのためにも清掃員を入れて、ずっと一定の維持管理は、もちろんリニューアルの時点でさらに再度またお金をかけて、そういうこともあるんでしょけれども、そうした劣化を防ぐために維持管理者を入れるという趣旨のことがあったと思うんですが、そのことが十分機能しているのかしていないのかという点。

それから、ホールだけの問題であれば、もっとほかに工夫できないのかと。要するに空調、電気がいっているということであれば、伊左治さんのところに個別にそうした空調の設備を何とか整えるほうが、これだけのお金をかけるのであれば安くなる可能性もあるとは思いますが、そういう検討等もされたのか。どうしても今開けなければいけない、この人員を置かなければいけない理由として、もう少し明確に答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、1点目の浴槽の清掃でございます。昨年、役場のほうの業務を一時的にいこいの館に移管したときに、浴槽の清掃状況等々確認をいたしました。現状は、温泉成分、石灰成分ですけれども、スケールといいます、白になっているのは石灰成分が付着していると。茶色くなっているのは鉄分が付着している。それから、窓ガラスに関してはうろこ汚れというんですかね、それが付着しているという状況でございます。それぞれ専用の薬剤がないと落ちないと。うろこ汚れについては、業者さんに私個人的に聞いたことがあるんですけども、市販の研磨剤の入っているようなスポンジでは落ちないと。グラインダーみたいなやつを使って取っていかないと無理ですと。業者さんに頼まないと無理やろうねという話になっています。

ある程度残っていた洗剤を使って、女湯のほうの掃除を若干してみました。ただ、これは石灰分を落とすだけの薬剤しか残っていませんでしたので、それでどの程度まで落ちるのか。これは一つには、裁判資料を作るということで、きちんと管理できていませんでしたということの証明のために、今掃除していたんですけども、ある程度落ちるんですが、やはり全体きれいにしようとすると、事業者……

（「誰がその質問しているの」と言う者あり）

町長（中 淳志君） 事業者やないと無理やということでございます。事業者に委託しないと無理やというふうに思っています。

それから、別の電源をつけてというお話なんですけれども、これは随分と空調の付け替えみたいな話で、かなり当時、子機をつけるというか、子メーターをつけるというときにいろいろ検討しはったみたいなんですけれども、それに関してはできなかったようでございます。私

もいろいろ調べてみたんですが、なかなか難しいみたいです。子メーターつけるというか、完全に分けるとなりますと、工事費が非常に莫大なものになるというふうには伺っております。

それから、いこいの館そのものを閉館するわけではございませんので、一定のメンテナンス、それから保守管理、そうしたものが必要なかなというふうに感じています。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長、もう1回言いますけれども、質問に対しては趣旨に沿って簡明に答えてください。

町長（中 淳志君） はい。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 要するに人を置かなきゃいけない理由の中に、ボイラーの管理と浴槽の清掃も理由として入るのかと聞いたかったわけですね、1つ目は。

清掃については、専門業者じゃないと無理だということで、それは今の方にやっていただくわけではないということだと思んですが、そうしますと、あと残るのは、ボイラーの関係と保守点検等と言いましたけれども、ボイラー以外にどこに一定保守点検の必要があるのか。そういうところがよく分からないわけですが、それともう一つ、万が一の対応等々ということも言われましたけれども、これだと人を置かなきゃいけないような理由になってこないではないかなというふうには思うんです。空調の関係は難しいということで、電源を入れておかなきゃいけないということはあったとしても、人を置く場合、やはりそれなりにない困るんだというところで、以前、確かに休憩場所としても使っていたでもいいということでは言われていましたから、その点では人がいないのはどうなのかということもありますけれども、かけている費用がそれなりの費用ですから、やはりもう少し本当に必要性があるのか、必要性についての説明が弱いなというふうに感じるんですが、これ今後どうされていくのか、このままでいくのか、本当にこれだけの費用をずっと1年間かけていくのか、そのことについて再度答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

開館している以上、何らかの事態が起きたとき、いたずらされたりというようなこともあっても困りますし、きちんと管理は行政のほうでしないといけないということで任用職員を配置するという形での予算になっております。他の保守業務、業務全ては、これは業者さんをお願いするんですが、何か異常あったときの対応とかもしていただかないといけません。

そういうことで1名任用職員を配置するというので、今年度、予算措置を計上させていただいております。以上です。

(「ちゃんと質問と答弁聞いて、同じ質問を俺らがせんでええようにしてもらわんと、これ総務の1款でやられて、3つしかできへん、だつと質問してもえらいことになる。全然收拾つかへん」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 求めている答えになっているか。

(「そこじゃないって。趣旨とちゃんと合うてるのかどうかちゃんと采配したらなあかん」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 認めますよ。1番、向出議員。

1番(向出 健君) 4回目ですが、お許しいただきましたので、再度質問します。

要するに開館している理由というのも一緒なんですよ。つまり人を置かなきゃいけない、もしくは開館しなければいけない理由は一緒なんです。なのに、開館している以上はと言って、開館している以上は人を置かなきゃいけないと言ったのでは、同じことを言っているだけなので、そうじゃなくて、開館しなきゃいけない、人を置かなきゃいけない理由としては、ボイラー管理ぐらいなんじゃないかと。それも毎日置かなきゃいけないのかとか、いろいろそのあたりの検討はされたんだろうとか、人を置くと人件費、もちろん雇用にもなるので、その点のこともあるとは思いますが、そのあたりというのは本当に検討されたのか。開けているからというのでは理由にならないと思うんですよ。なぜ開けるのか、そのなぜ開けるのかの理由を聞いているわけですね。それがボイラーの管理ぐらいが実際は人がいる大きな理由なのか、それ以外にもっと大きな何か理由があるのか、そのあたりをもう少し分かりやすく端的に答えていただければと思います。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) 今の向出議員の御質問の趣旨というのは、平日、開館をしておかなければいけない、その理由だというふうに受け止めています。いこいの館につきましては、先ほど申しあげましたように、デイサービスも入っておりますし、現在、社協も入っております。いこいの館自体を現在閉館しているわけではございませんで、閉館できないのかというほうに問題を変えてみますと、やはり2つの団体さんが現在入っておられる以上、きちんといこいの館としての管理をしなければいけない。そのためには、職員も配置しなければいけないということで、先ほど前田参事のほうからも説明ありましたが、当初、人を省こうかという話もしたんですが、それではきちんと管理していることにならないということで、現

在の予算措置を当初予算として計上させていただいたわけでございます。結局、2つの団体さんがいてはるんでということが最大の理由になってきます。土日は基本的には利用予約がない場合は閉めても大丈夫だということで判断させていただきました。以上です。

議長（西 昭夫君） 答えになっているか。

（「なっていないよ」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 許可します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 再度許可いただきましたので、質問させていただきます。

より正確に言いますと、要するに空調等を動かしておかなきゃいけないという意味においては必要だという話は理解しますが、要するに端的に言いますと、空調は電源を入れます。だけど、いこいの館自体、鍵をかけても入れないようにしておくという形でできないのかと、例えばですよ。例えばそういう形も検討の余地はあったんじゃないかと。例えばそれはどうなのか。正確に言うと、もちろんその電源を入れている状態も開館だと呼ぶのであれば、開館と人を置くのは全く同一ではありませんけれども、そのあたりを聞いているわけですね。

社協については、当然エレベーターがあって、バリアフリーの観点からいうと、確かにあの場所は便利だということで、そういう意向もあって残っているんですが、もともとは一時的に入ってそのままおられるという形なので、それでこれだけのお金をかけるのであれば、社協のほうには何とか戻ってもらうか、別のつむぎてらすなり違うところに行ってもらうなり、そういう考えもあるんじゃないかと、そのためだけでいいのかと。

デイサービスについては、空調の関係だけであれば、電源さえ入れていけばいいということであれば、それで済むとは思いますが、そのあたりはどうしても必要だということの検討の具体的な理由とか何か見えてこないもので、そのあたりをもう少しどこまで議論が煮詰まったのか、今後も見直していくのかも含めてもう一度お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

デイサービスの空調の問題です。私がこれまでいろいろなところで経緯を調べたところだと、この空調については分けられへんかったというような結論になっていたと思います。仮に独立した電源を引き込むとなると、かなりのお金がかかってしまうというような状態だったので、空調については諦めたというか、別電源、エコ電源にはできなかったというふうに聞いています。本当にそうなのかと言われると、確認というか、検討したわけではござい

ません。ただ、かつての経緯でそういう経緯があったということでございます。

それから、社協さんについては、向出議員おっしゃったようにバリアフリー状態になれるので、あそこに入れてくださいという要望がありまして、役場内で議論した結果、何も使わないで開けておこならということが入っていただいたという経緯がございます。どうやったら経費を抑えられるかということで、職員含めて頭ひねって、今この状態の予算計上させていただいています。

空調については、もう一度再度確認させていただいて、機会があればまた報告させていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私は、初めに言いましたよね。平日も閉館したらというようなことで、事務局のほうから社協も入っているから閉館できないというような話があったということで、平日も閉館したらということ saying いたんですけれども、今、デイサービスのほうも、電源を別にしたらかなり金額がかかると。その金額もちゃんと調べないで、この1,500万円かかるわけですよ。やはりそこをちゃんと調べて、この1,500万円もかかるのかどうかというあたりも、どっちがメリットあるんかというあたりもちゃんと考えた上で予算計上していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 直近で調べているわけではございません。かなり古い、今の電源を分ける、水道もやったと思うんですけれども、メーター、子メーターをつけて分けるというときに、空調も含めて電源を全く別の系統にするということで、そうするとこれぐらいの経費がかかったというのは私も見ておりますので、今ここで幾らなんやと言われたら、すぐ返事できないんですけれども、その経費がその当時どれぐらいかかったんかという見積りといえますか、それは出ておりますので、また後でよければ報告はさせていただきます。

（「進まへん。理解できひん」「動議出すか、動議」「否決でええかな。ちょっと議運か何かしてくれたほうがいいと思うわ。進まへん」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午後1時48分

再 開 午後3時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

町長に申し上げます。町長におかれましては、議員の質疑に対する答弁について食い違いが多く見受けられます。再三注意を行いましたが、改善が見られず、議会運営に支障を来していますので、ただいま副議長と共に口頭にて注意喚起を行いました。今後このようなことがないよう真摯に受け止め、説明責任を果たしていただくよう求めます。

議長（西 昭夫君） お諮りします。日程第1、議案第23号の質疑の途中ですが、日程の順序を変更し、日程第2、議案第24号から日程第5、議案第27号までの4件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第2、議案第24号から日程第5、議案第27号までの4件を先に審議することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第2、議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

なお、一部説明を省略させていただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。令和5年度につきましては、令和4年度と大きく変動するものを説明させていただきます。なお、国民健康保険税につきましては、保険税率を据置きとさせていただき、算出しております。

8ページをお願いします。

4款府支出金、1項府補助金、本年度予算額1億7,766万6,000円、対前年度比741万7,000円の増額。歳出の療養諸費及び高額療養費等に係る経費分のほか、特別調整交付金分を計上しております。

なお、例年、特定健診の自己負担を徴収し、雑入で計上しておりますが、令和5年度は自己負担金を徴収しないという方向でさせていただきたいと思い、雑入には計上しておりません。

続いて、歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費で613万7,000円を増額し、1億4,680万6,000円を計上しております。令和4年度の推計を含めた3か年平均に医療費伸び率を上乗せし、算出をしております。

次に、14ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分で3,027万円、2項後期高齢者支援金等分の1,017万8,000円、3項介護納付金分の375万7,000円、これらにつきましては、京都府から示されました市町村保険事業費納付金の額でございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比633万2,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ2億1,430万6,000円となります。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第3、議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について御説明いたします。

初めに、歳入について7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金でございます。簡易水道分担金、給水工事分担金、新設加入分として20万9,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生費使用料で、現年度使用料、基本料金では1,089万1,000円、超過料金では1,408万2,000円の合計2,497万3,000円を計上しております。令和4年度の使用実績推移より見込んでおります。また、滞納分につきましては、前年同額10万円を計上させていただいております。

次の2項手数料、1目衛生費手数料、1節簡易水道手数料で4万7,000円を計上しております。給水工事事業者の更新手数料等でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、人件費財源充当分など合計で 3, 3 9 8 万 9, 0 0 0 円をお願いさせていただいております。

8 ページ、5 款では、繰越金、前年度繰越金 1 0 万円を計上させていただいております。続きまして、歳出に移らせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

1 款総務費、総務管理費、一般管理費で 1, 2 7 0 万円、職員給与費等人件費を計上しております。

2 款衛生費、上水道費、簡易水道施設費でございます。主な内容としましては、1 節報酬では 1 0 7 万円を計上しておりまして、浄水場等の見回り報酬等でございます。

1 0 節需用費では合計 1, 0 3 8 万 8, 0 0 0 円を計上させていただいております、主な内容につきましては、水道施設、浄水場等光熱水費で 6 1 6 万 3, 0 0 0 円、修繕料で塩素注入機の取替修繕などにおいて 2 5 1 万 6, 0 0 0 円を計上させていただいております。

次の 1 1 節役務費では、テレメータ回線使用料 9 2 万 5, 0 0 0 円や、給水車を含めた公用車の車検手数料を計上させていただいております。

また、1 2 節委託料で 1, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円を計上しております。大きな内容としましては、水質検査委託料に 3 1 8 万 8, 0 0 0 円、機器等設備保守点検委託料において急速ろ過機の保守点検で 4 3 0 万円、浄水装置等の保守点検に 8 6 万円などで 5 1 6 万 9, 0 0 0 円を上げさせていただいております。

工事請負費では、施設整備といたしまして、ろ過池のろ過砂の補充、洗浄整備工事として 3 6 1 万 9, 0 0 0 円をお願いさせていただいております。

負担金、補助及び交付金では、日本水道協会及び全国簡易水道協議会負担金として 7 万 6, 0 0 0 円を計上しており、本年度も引き続き各協議会を通して補助制度の拡充など要望してまいります。

また、研修参加費としまして、水道技術管理者資格取得講習会への参加で 2 6 万円を計上させていただいております。

公課費は消費税及び地方消費税として、令和 5 年度の申告予定額として 1 5 8 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

3 款公債費では、元金、利子とも地方債償還表に基づき合計 1, 7 0 8 万 9, 0 0 0 円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出の総額はそれぞれ 5, 9 4 2 万円となっております。

以上で簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 今説明してもらったように、使用料が2,500万円余り、そして一般会計からの繰入れが3,300万円余り、これがここ何年か前はとんとん、6,000万円やったら3,300万円ぐらいやったけれども、だんだんと水道利用料が減っているということ。

そして、これ以前も質問させてもらったんですけども、平成31年度の特別会計の審査意見書のところで、最後にこういうことが書いてある。ほんで私もこういうことを言ったんですけども、現に水道担当課において、笠置町簡易水道事業の経営戦略の策定に向け進められていることであり、水道料金の改定を含めた計画となることということも書いております。

その間も、和東町も去年ですかね、上げられたと思うんですけども、これで人口が減ってきたら、余計逆転、6割とかだんだん2割とか変わってくると思うんです。これどのように考え、本当に改定されるかどうか、ここにそういうことを審査で書いていましたから、私もこれ前に質問させてもらったと思うんですけども、平成31年度、もう既に時もたっているから、本当にこのここに書いてるように、水道料金の改定なんかは考えておられるんですか。それともどうなんですか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

料金改定についてですが、本来ですと、経営戦略に基づいて令和4年度からの見直しについての検討をしておりましたが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の関係、またウクライナ情勢による物価高騰により、改定を見送っております。

議員御指摘のとおり、簡水会計においては、一般会計からの繰入れが多額になっており、令和5年度当初においても、多額の負担をお願いさせていただいておるところでございます。少しでも繰入れを減らせるよう、また安心・安全の水の供給、また将来世代への負担を減らすために、料金改定については時期や状況等を鑑みながら考えていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明をさせていただきます。

令和5年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出予算総額につきましては2億9,759万5,000円で、前年度より4.1%の増となっております。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料では、被保険者約620人を対象に特別徴収、普通徴収を合わせて4,853万7,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で4,888万3,000円、2項国庫補助金で合わせまして2,198万3,000円を計上させていただいております。介護給付費や地域支援事業費等の国負担分となっております。

次、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者の負担分として7,484万8,000円を計上いたしております。

5款府支出金では、1項府負担金で3,991万1,000円、2項府補助金で244万3,000円を計上いたしております。国と同様に、介護給付費等の府負担分でございます。

9ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、介護給付費の町負担分や事業費に関する費用など4,843万8,000円を計上いたしております。

7款繰入金、2項基金繰入金では1,067万円を計上いたしております。

10ページ下段、9款諸収入、3項雑入では、一般介護予防事業費やケアプラン費の介護予防計画費等で86万8,000円を計上いたしております。

続きまして、11ページ、歳出を説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事務全般に関わる費用として152万3,000円を計上いたしております。今年度につきましては、ファイヤーウォールや伝送用端末更新による委託の増として、前年に比較して107万9,000円増とな

っております。

2項徴収費では、保険料の決定通知などの費用として6万9,000円を、1款総務費、3項介護認定審査会費では、認定審査や認定審査会に関わる費用として97万6,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、1目居宅介護サービス給付費で1億1,938万3,000円を計上いたしております。デイサービスなど在宅の方のサービスとして計上いたしております。

なお、令和4年度支出見込みからの当初の予算計上でショートステイ利用者の増などにより、前年度959万6,000円の増となっております。

3目施設介護サービス給付費では、特養など施設入所されている方に対するサービス費用として1億555万9,000円を計上いたしております。

続きまして、13ページ、2項介護予防サービス等諸費でございます。

介護予防サービスについては、要支援の方のサービスで、全体で4万9,000円の減とほぼ横ばいと見込んでおります。

4項高額介護サービス等費では、1か月の自己負担が上限を超えた場合に支給する費用ということで810万7,000円を計上いたしております。

続きまして、15ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費でございます。これにつきましては、医療と介護を年間で合算し、限度額を超えた場合に支給する費用でございます。令和5年度は146万3,000円を計上しております。

6項特定入所者介護サービス等費では、低所得者の方が施設入所された場合の居住費と食費の軽減に関わる費用ということで1,266万2,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援事業費では、要支援の方の訪問介護や通所介護に係る費用として176万2,000円を計上いたしております。

2項一般介護予防事業費では、介護予防事業に関わる経費や住民が主体となって行う予防事業の助成に関わる費用として179万8,000円を計上いたしております。

17ページでございます。

3項包括的支援事業・任意事業で1目一般管理費では、人件費が主となっております。

3目権利擁護事業費では、身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立てがで

きない方について、親族等に代わって町長が家庭裁判所に申立てを行い、申立てに必要な費用の一部、または全額を町が負担するというので、2件分で43万2,000円を併せて計上いたしております。

4目任意事業費では、紙おむつの購入助成や認知症サポーター養成に関わる費用として31万円を計上いたしております。

以上で介護保険特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について御説明させていただきます。

令和5年度につきましては、歳入歳出予算総額が6,737万3,000円で、前年度より4.3%の減となっております。

予算書7ページをお願いいたします。

その前に、なお一部説明を省略させていただくところがありますので、御了承ください。

7ページをお願いいたします。

歳入のほうから説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料では、広域連合の通知に基づき2,398万8,000円を計上いたしております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では1,268万4,000円を計上いたしております。

2節の保険基盤安定繰入金では、保険料軽減分として町負担、府負担合わせて896万6,000円を計上いたしております。

3節事業費繰入金では、保健事業に関わる費用として159万7,000円を計上しております。

2目療養給付費繰入金では、療養給付に関わる町の負担として連合の通知に基づき2,989万1,000円を計上いたしております。

8ページ下段をお願いいたします。

5款諸収入、4項雑入では58万6,000円を計上させていただいております。保健事業費に対する補助金でございます。

続きまして、9ページ、歳出を説明させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合に納付する費用として事務負担金、徴収した保険料を納付する保険料等負担金、保険料軽減分の負担金、療養給付に対する負担金、全て連合からの通知に基づきまして、合わせまして6,469万4,000円を計上いたしております。

4目の償還金では、補助金分を差し引いて繰り入れる予定でございましたが、令和4年度も全額繰り入れた後に償還するというので、過年度分の金額で58万6,000円を計上いたしております。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業費では、人間ドックや特定健診に関わる費用ということで、合わせて159万7,000円を計上いたしております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

第3日目は3月23日午前9時半から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

延 会 午後4時06分